#### 公啓法親王からみる輪王寺宮の基礎研究

#### ----近世中期における宮門跡継承の変化-----

A Basic Study of the Rinnojinomiya from Prince Koukei: Changes in the Succession of Monzeki in the mid-Edo period

松本 大輝

キーワード:輪王寺宮、公啓法親王、公遵法親王、閑院宮家、朝幕関係

This paper analyzes the characteristics of the Rinnojinomiya (chief priest of Rinnoji temple from the Imperial family or a noble family) and changes thereof by focusing on Imperial Prince Koukei, the sixth Rinnojinomiya, and clarifies the importance of examining each Rinnojinomiya generation.

The Rinnojinomiya was the Miyamonzeki (chief priest served by a prince of the Imperial family) and was established on Mt. Nikko to worship the Tokugawa family. As the head of the religious organization in the Edo period, Rinnojinomiya has attracted attention in previous studies as being superior to the Kamigata Monzeki that centered around the Imperial Court. However, despite the Rinnojinomiya's existence as the Miyamonzeki for two hundred years over twelve generations, previous studies have concentrated on the first and twelfth Rinnojinomiya, with less attention to Imperial Prince Koukei.

However, this does not mean that Imperial Prince Koukei is lacking in research importance. Although the relationship between the Imperial court and the Edo shogunate was not necessarily good at the time of establishing the Rinnojinomiya, the court and the shogunate seemed to respect each other when they elected Imperial Prince Koukei as the Rinnojinomiya. In addition, this paper shows that Imperial Prince Koukei was chosen as the first Rinnojinomiya from the prince's family, not from the emperor's family, and that he was a desirable presence for both the Imperial court and the Edo shogunate.

Thus, Imperial Prince Koukei as the Rinnojinomiya did not have a superior, one-sided relationship to the Kamigata Monzeki as suggested in previous studies, but rather a multifaceted relationship. Studying Rinnojinomiya based on this multifaceted aspect of the Rinnojinomiya is now required for future research on the Rinnojinomiya.

#### 次

目

はじめに

第一章 公啓法親王の生涯 輪王寺宮の先行研究と公啓法親王研究の重要性

第一節 公啓法親王誕生

第四節 第二節 曼殊院門跡から輪王寺宮附弟へ 曼殊院門跡としての公啓法親王 輪王寺宮附弟の選定に関する考察

第五節 輪王寺門跡としての公啓法親王

第六節

公啓法親王の薨去

第三章 輪王寺宮研究上における公啓法親王の意義

おわりに

参考文献

図

はじめに

輪王寺宮とは、 徳川家康の没後、 家康が帰依してい

> 王への勅号が与えられる事で成立した宮門跡である。 皇子である守澄法親王を寛永寺へ迎え入れ、明暦元年 (一六五五)十一月二十六日、後水尾天皇から守澄法親 た仏僧の天海大僧正による思惑の下(゚)、後水尾天皇の

天海は徳川家康の神格化を推し進めた人物であり、

は朝廷の鬼門の位置を押さえるように存在し、比叡山 題になったからである。比叡山の総本山である延暦寺 に当たっては、いかに比叡山の存在に対抗するかが問 王寺宮もその一環として成立した。徳川家康の神格化

においては、青蓮院、三千院、妙法院の三室(天台宗

三門跡)に代表される宮門跡の下、歴代天皇が祀られ る形を取っていた。徳川神格化に当たる諸事はこの比

門の位置を押さえるように建立されている。また、そ 寛永寺とは別に日光山を整備した上で、歴代徳川将軍 の山号は東の比叡山を意味する東叡山であり、更には 叡山の様式を強く意識しており、寛永寺は江戸城の鬼 を祀るために天皇の皇子を迎え入れたのである。

くなどして第十二代輪王寺宮である公現法親王の代ま 京都の毘沙門堂を兼務し⑴、浅草寺をその支配下に置 そして輪王寺宮はその成立以後、 滋賀県の滋賀院や

によってその終わりを迎えた。 で続き、公現法親王が明治三年(一八七〇)の還俗<sup>(m)</sup>

に検討されていない。 このように輪王寺宮研究は、江戸幕府の宗教政策と このように輪王寺宮研究は、江戸幕府の政策研究や仏教 実で代々天皇家皇子を迎えていた輪王寺宮が、初めて まで代々天皇家皇子を迎えていた輪王寺宮が、初めて まで代々天皇家皇子を迎えていた輪王寺宮が、初めて まで代々天皇家皇子を迎えていた輪王寺宮が、初めて の部別外を除き四親王家から迎えられる事になった きっかけとなる人物でありながら、先行研究にて十分 に検討されていない。

具体的に検討していく重要性を明らかにしていく。宮の性格やその変化の分析をし、輪王寺宮一代一代を築を主目的とし、その上で公啓法親王を通して輪王寺へのため本稿では公啓法親王に関する基礎研究の構

# 第一章 輪王寺宮の先行研究と公啓法親王研究の

重要性

公啓法親王を考察するに当たっては、まず輪王寺宮公啓法親王を考察するに当たっては、まず輪王寺宮の成立に関する研究として最初に挙げられるのは、輪王寺宮の成立に関する研究として最初に挙げられるのは、結正寺宮の成立に関わる研究として最初に挙げられるのは、とはつまり初代輪王寺宮である守澄法親王を指すが、とはつまり初代輪王寺宮である守澄法親王を指すが、とはつまり初代輪王寺宮である。社善之助は輪王寺宮を研究が行われている面がある。辻善之助は輪王寺宮をはつまり初代輪王寺宮であるが、『日本仏教史具体的に扱った最初の研究者であるが、『日本仏教史具体的に扱った最初の研究者であるが、『日本仏教史具体的に扱った最初の研究者であるが、『日本仏教史目からに当たって天海を取り上げ、天海の事歴を見る中で、日光山で初代輪王寺宮である守澄法親王が迎えられるまでの経緯を分析した研究を行っている。

るトップに置かれたためである。杣田善雄『幕藩権力末制度が整備されるに当たって、その宗教権威におけ輪王寺宮の権力性に関する研究である。輪王寺宮は本また、輪王寺宮の成立との関わりで言及されるのが、

方からの独立を期するものであったという理解をして 行われる前に武家伝奏の執奏によって勅命が下ってい のとなっている。 など、輪王寺宮の権力性に関わる研究の記述は厚いも 洋介「輪王寺宮の権威と在地寺社の動向」(二〇〇八)(生 形成が近代国家構築の底流になったと評価している菅野 の展開』(一九九六)(六)や、 いる曽根原理 ている。この他にも、徳川神格化と輪王寺宮成立が上 宮に対して優越しているという権力性の問題を研究し る事例を紹介し、武家伝奏を通じて江戸幕府が輪王寺 て成立している事を示した。また、輪王寺宮の執奏が などを統制する事で上方門跡寺院に優越する存在とし り上げ、 通じて上方門跡である妙法院から輪王寺宮について取 輪王寺宮が天台宗の宗学統制権や住持任命権 門跡』(二〇〇三)(五)は 『徳川家康神格化への道―中世天台思想 輪王寺宮の権威による秩序 「堯恕法親王日記 しを

井徳行「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考ここまでとは別の関心から行われている。例えば、藤が、最後の輪王寺宮である公現法親王に関する研究はここまでは輪王寺宮の成立に関する先行研究である

. る

は、 にその研究の関心がある事には注意が必要である。 同盟の盟主であり、東武天皇説(元)としての公現法親王 究としての注目されているわけではなく、 げるに留めるが、公現法親王に関しては、輪王寺宮研 紹介している。ここでは藤井の研究を代表例として挙 考えていたのではないかと信じる幕末の人々の様子を を辿る中で、天海の頃から輪王寺宮を天皇とする事を れている。また藤井は、 と同等の地位に持ち上げるという東北朝廷構想が扱 掲げる天皇に対抗して、輪王寺宮を天皇もしくはそれ 察―輪王寺宮公現法親王をめぐって」(一九八一)(^)で 明治 維新の頃において、公現法親王を明治政府 東北朝廷に関する言説の由 奥羽越列藩

の輪王寺宮の略年譜上での経歴からの分析に留まっての輪王寺宮の略介性においては、例えば先述した杣田は、上方宮の権力性においては、例えば先述した杣田は、上方宮の権力性においては、例えば先述した杣田は、上方宮の権力性においては、例えば先述した杣田は、上方宮の権がといるが、『本朝皇胤紹運録』〇〇などの輪王寺宮の略年譜上での経歴からの分析に留まって以上のように輪王寺宮の経歴からの分析に留まって以上がとの輪王寺宮の略年譜上での経歴からの分析に留まって以上がといるが、「本社の場所を関する。

こにおける公啓法親王に対する言及は、公啓法親王が 親王に関しても同様の事例であると言及してい 寺宮となった公澄法親王を取り上げるのだが、公啓法 保障機構であると定義した。この人的保障機構を通し 年譜』など輪王寺宮の略年譜を通して分析を行 ると、その研究蓄積の差は歴然である。 究がなされていないわけではないが、ここまでの先行 目されている。 本来曼殊院を継ぐはずが、 なった公寛法親王や、 る事例とし、既に円満院を継いでいたのに輪王寺宮に て、輪王寺宮が他の上方門跡を従属的位置に置いてい れていた事を指摘し、これを輪王寺宮についての人的 白期間を作らないように優先的にその跡継ぎが決めら の上方門跡には見られない特徴として、輪王寺宮は空 の研究がまず挙げられる。 研究の傾向を踏まえた上で公啓法親王に目を向けてみ 例えば公啓法親王を取り上げた研究は、 守澄法親王と公現法親王以外について全く研 例えば公寛法親王や公澄法親王に関し 同様に円満院を継ぐはずが輪王 輪王寺宮となった一点で注 杣田は 『東叡大王歴代略御 前述  $\tilde{o}$ る。こ 杣 他  $\mathbb{H}$ 

> して、 ら宝暦三年 る。 淳 は公遵法親王が輪王寺宮だったのが、宝 田は『浅草寺日記』のうち、寛保四年(一七四四) それについて『浅草寺日記』(` !`!)から分析している。 を支配下に置いた後に度々浅草寺を訪れるようになり、 叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」(一九九八)(三) ら、公啓法親王に関する略歴が簡単に紹介されている。 ており、その伝法の流れに公啓法親王が登場する事か 察はなされていない点において、注意が必要である。 いないなど、公啓法親王そのものに対する具体的な考 た浅草寺について取り上げている。輪王寺宮は浅草寺 にて元文五年(一七四〇)から輪王寺宮支配下になっ この他に、森田晃一のものが挙げられる。森田は 公啓法親王について扱っている他の研究は、 「徳川時代台密教学史」(一九五〇)(一)も挙げら 大山は江戸時代における天台密教の流れを整理し 公啓法親王の曼殊院に関しては全く分析され (一七五三) のものを扱っており、この 大山公 頃

てはその後の円満院の扱いにまで分析しているのに対

中心的に扱われているわけではない。 通じての分析がその大半を占めるなど、公啓法親王が

い事がわかった。 い事がわかった。 な事が、公啓法親王がその研究主体となっていない上に、 たが、公啓法親王がその研究主体となっていない上に、 はいまがたがでれずに基礎研究も十分に行われていない はいまが、公啓法親王の先行研究事例を取り上げてき

いるのか考察を試みる。
に対して、新たな視座を提供し得る存在となっている。
には輪王寺宮研究においてどのような意義が存在してには輪王寺宮研究においてどのような意義が存在してには輪王寺宮研究においてどのような意義が存在している。

拓となっており、輪王寺宮に関する既存の研究や考察

つまり公啓法親王研究は輪王寺宮研究では殆ど未開

内は、すべて引用者による。 に改める等の変更を行った。また史料引用中の( ) なおこれ以降の史料の引用に当たっては、常用漢字

## 第二章 公啓法親王の生涯

# 公啓法親王は閑院宮家の第一皇子として誕生したと第一節 公啓法親王誕生

正しい事になるが、この誕生年に関わる記述の違 ならば、享保十七年(一七三二)を誕生年とするのが で統一されている。薨去した際の記述を中心に考える 日については安永元年(一七七二)七月十六日の記述 では、享保十八年(一七三三)二月二十七日とされ る記録を記した『閑院宮御家譜』や『閑院宮系譜』(三) 三月十八日の誕生とされるのに対し、 月日が記述されている。歴代輪王寺宮の記録を纏めた されるが、既にこの誕生の段階において、二つの生年 ように記されている。 ついて、公卿柳原紀光が編纂した いる。更に誕生年が異なるのに対して、薨去した年月 『東叡大王歴代略御年譜』( ̄鬯)では享保十七年(一七三二) 『続史愚抄』で次の 閑院宮家に関す 7

東高仁親王男、中側門院剛養子、号像富入曼殊院 11:11四、俄中側門院剛養子、号像富入曼殊院 延享元年十二月七日、丙戌、無品寛義親王崇也。而等傑士

〔黒板勝美、国史大系編修会 編

一九六六年 a 五四九〕

(一七三二) から数えた場合十三歳であるが、元々は院入室時の公啓法親王の年齢について、享保十七年こで注目すべきは割書になっている部分である。曼殊(寛義親王)が曼殊院へと入る事が示されているが、こ内容としては、延享元年(一七四四)に公啓法親王

中国 大二歳であった事が示されている。そして、この理由 十二歳であった事が示されている。そして、この理由 十二歳であった事が示されている。それ故に不吉と は実保二十一年(一七三六)三月四日に中御門天皇に は実は典仁親王の兄弟であり、第二代閑院宮家当主である典 啓法親王の兄弟であり、第二代閑院宮家当主である典 啓法親王の兄弟であり、第二代閑院宮家当主である典 と説明されている。また、改められる前の享保十八 は実は典仁親王と双子の兄弟であり、それ故に不吉と は実は典仁親王と双子の兄弟であり、それ故に不吉と は実は典仁親王と双子の兄弟であり、それ故に不吉と は実は典仁親王と双子の兄弟であり、それ故に不吉と は実は典仁親王と双子の兄弟であり、それ故に不吉と は実は典仁親王と双子の兄弟であり、それ故に不吉と は実は典仁親王と双子の兄弟であり、それ故に不吉と は実は典仁親王と双子の兄弟であり、それ故に不吉と

たのではないかと考えられる。生年月日を享保十八年

事を踏まえるならば、双子である事は内々に伏せられ(一七三三)とする史料は閑院宮家内のものに限られる

ていたのであろう。

ここまで公啓法親王のその誕生年について触れてき

譜録』(「も)では次のように記載されている。れるのみでその名前もわからない人物であるが、『皇統代略御年譜』(古などにおいては、ただ家女房と記載さである家女房についても触れておきたい。『東叡大王歴たが、公啓法親王の出生という事でいうと、この母親

閑院宮第二世

正徳二年壬辰生、元文五年庚申八月廿一日卒、典仁親王母 伊藤氏名讃岐始藤原

年甲戌ニ仰テ近習ニ被召抱仕右兵衛大尉子孫ス、秀卿朝臣ノ遠裔与左衛門二男氏義宝暦四

近江国蒲生郡日野ノ人父ヲ伊藤与左衛門ト称

世仕閑院宮

二〇二〇年 b 二〇五二吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修

原 にて、おきよから藤江へと改称したと記されている。 これはどちらも改称後のものであり、『閑院宮記録』(一八) がわかる。そして名前は苗字の伊藤と共に、初めに藤 衛門のもとに生まれた近江国蒲生郡日野の人である事 この伊藤きよは、その史料に乏しいものの、 この家女房は、正徳二年(一七一二)に、 (藤江)、その後讃岐としていた事が載っているが 伊藤与左 直仁親

いる<sup>(一九)</sup>。 ありながら、 現在まで続く皇統に関わる人物となって

治のもとへ嫁いだ倫子女王の産みの親で、庶民の出で 格天皇を送り出した典仁親王、十代将軍である徳川家 寺宮となった公啓法親王、閑院宮第二代当主となり光 王との間に六人の子供をもうけており、このうち輪王

るが、母方についても公卿に連なるか、もしくは公卿 輪王寺宮は、双子と疑われる者がいない事は勿論であ また輪王寺宮との関係を含めて考えると、公啓以前の えられない研究上興味深い点がいくつか存在している。 の養女となっており、親王家出身である事以外の点に が、そこには『東叡大王歴代略御年譜』では決して捉 ここまで公啓法親王の誕生に関わる諸事を見てきた

> お 人物となっている。 いても、 公啓法親王は歴代とは異なる事情を抱えた

# 曼殊院門跡としての公啓法親王

第二節

なっている。『御湯殿上日記』によると次の通りであ 公啓法親王は誕生後まもなく中御門天皇の養子と

る。

廿 四日 享保十九年十二月 はるゝ、くもる、 としの宮

子の事尹宮へ仰出さる、、 御かた御

享保二十年正月

十六日、はる、としの宮御かた御養子、 竹内御門跡

十九日、 はる、、左衛門佐殿としの宮御かた母公仰へ御さうそくの御事仰出さる、、

廿八日、 ふる、としの宮御かた

ら御養子の御礼一か 出され候、 一しゅまいる 御礼二御まな一折しん上、

月

四日、 はるゝ、 としの宮、 御方まんしゅ院宮へ御さ

しゅまいるうそく仰出され候御礼にさあや三巻一か三

〔吉岡眞之、藤井譲治、岩壁義光 監修

二〇二〇年 b 七

ない。 京保十九年(一七三四)十二月二十四日に直仁親王 の養子とする事が申し出された。それは竹内御門跡 の養子とする事が申し出された。それは竹内御門跡 の養子とする事が申し出された。それは竹内御門跡 が表記。 本記として魚などを贈っているという内容のものであるためであり、中御門天皇の妃である左 の養子とする事が申し出された。それは竹内御門跡 はいるという内容のものである。

来なかったようである。

子について列挙してみると、第一皇子は桜町天皇であ(一七三四)の時点で誕生している中御門天皇の他の皇人士二九)には仁和寺へ転住している。公啓法親王へ(一七二四)に 曼殊院を相続したものの、享保十四年(一七二九)には仁和寺へ転住している。公啓法親王へ(一七二九)には仁和寺へ転住している。公啓法親王へこの頃の曼殊院門跡は空白の期間となっており、公この頃の曼殊院門跡は空白の期間となっており、公

と転住した慈仁法親王以外の曼殊院門跡を出す事が出と転住した慈仁法親王以外の曼殊院門跡を出す事が出て親王宣下をした後に聖護院へ入寺している。また第三皇子の忠誉法親王は享保十八年(一七三三)の時点に定められ、この頃は既に輪王寺宮になっている。第る。そして、第二皇子の公遵法親王は第五代輪王寺宮る。そして、第二皇子の公遵法親王は第五代輪王寺宮

へ入寺している。 へ入寺している。 へ入寺している。 へ入寺している。 の大野に、第二皇子の邦頼親王は公啓法親王 は見宮は第十五代伏見宮当主貞建親王の頃で、『伏見宮 が見宮は第十五代伏見宮当主貞建親王の頃で、『伏見宮 なお閑院宮家以外の四親王家にも目を向けてみると、

享保十八年(一七三三)の段階で梶井門跡道仁法親王子の叡仁法親王は享保十五年(一七三〇)の生まれで音仁親王は跡継ぎとして出家しなかった。次に第二皇頃であるが、『有栖川宮日記』(二)によると第一皇子の頃であるが、『有栖川宮日記』(二)によると第一皇子の有栖川宮については第五代有栖川宮当主職仁親王の

初の儀を行ったばかりである程幼かった。 四月の生まれで、この時はまだ同年十一月の段階で箸 そして、第三皇子の覚仁法親王は享保十七年(一七三二) 最後に第四皇子の増賞法親王は享保十九年(一七三四 いて三宝院門跡房演の附弟となる内約を結んでいる。 の生まれではあるが享保十九年(一七三四)十月にお の遺言を受けて梶井門跡を相続する事が決まっている。

は第八代家仁親王が務めており、『桂宮日記』(三三)によ して後々の運びが決まっているものが多く、公啓法親 遺言でその相続が決められる他、内約が結ばれるなど で将来的に門跡寺院に継ぐ者であっても、先代からの 主になるために門跡寺院の相続が行えなかった。一方 ものであった。 親王の曼殊院相続事情は一般的な範疇に収まっている 点での様相は以上の通りであるが、この時点の公啓法 桂宮の跡継ぎのため出家はしていない。 ると第一皇子の公仁親王しか生まれておらず、公仁は 中御門天皇と四親王家の享保十九年(一七三四)時 親王家における第一子は後の親王家当

王はそういった約束事がない中で、曼殊院門跡相続

跡相続を言いつけられたという、至って普通の理由と 候補者達のうち、 一番年長者であったために曼殊院門

なっている

年(一七三一)には毘沙門堂に入室しており、 王が存命している他、次代の公遵法親王が、享保十六 寺宮相続などの考えは存在しておらず、 れている。そのためこの段階では、公啓法親王の輪王 年(一七三五)に正式に公寛法親王の跡継ぎに定めら はまだ公啓法親王の二代前の輪王寺宮である公寛法親 跡としての道を歩んでいるのである。 また後に輪王寺宮となる事を踏まえても、 一般的な宮門 この 時

最後に桂宮

(当時は京極宮と呼称) であるが、当主

事となるが、出家する前に法要に関わった事例が存在 うに記述されている。 げたい。この法事については が、その一つとして四十九日の法事をここでは取り上 伊藤きよの法事に関する記述はいくつか存在している している。それが生母である伊藤きよの法事である。 公啓法親王はこの後、曼殊院門跡の道を歩んでい 『閑院宮日記』に次のよ

<

### 元文五年十月十日

真光院四十九日法事寿宮様俊宮様ゟ被仰付(興藤をよ) 法事量白銀二枚内一枚御本坊

方来ル

同 香奠金百疋 五十宮様ゟ被備候寿宮様ゟ被備候

俊宮様ゟ被備候尤御本坊ゟ来

同

ル

備後守先達而持参

[吉岡眞之、 藤井讓治、岩壁義光 二〇二〇年 b = 監修

名が見られる。この四十九日の法事に関連して、伊藤 は伊藤きよ(真光院)の四十九日に当たって、典仁親 れているため合わせて見ると、次の通りになっている。 きよの三回忌に関する記述も この法事は蘆山寺で行われたものであるが、ここで (壽宮)、公啓法親王 (俊宮)、倫子女王 (五十宮) 『閑院宮日記』に載せら

王

寛保二年八月十九日 真光院三回二付法事被仰付候依之俊宮様寿宮様(傳藤巻注)

**台白銀二枚蘆山寺へ被下候

たまれた 正満式** 

吉岡眞之、藤井讓治、 岩壁義光

二〇二〇年

れる。この典仁親王と公啓法親王は度々対面するなど で、典仁親王と公啓法親王二人の名前が変わらず見ら 回忌については倫子女王の名前が見られない一方

期の読書始などの儀礼では、二人ともほぼ同時期に行 われている。また、それぞれが閑院宮家当主と輪王寺 一緒に行動する事が法事に限らず多く、双子故か幼少

宣下、そして延享元年(一七四四)十二月には曼殊院 法親王は曼殊院里坊へ移住し、同年十二月二日に親王 ての関係性は非常に深いものとなっている。 この法事の後、寛保三年(一七四三)三月には公啓

公啓法親王が入るなど、閑院宮家内においてもこの二 宮になった後も度々面会し、典仁親王の和歌の門下に

臣久我通兄の日記である 公啓法親王の曼殊院への入寺の様子を記録した、右大 る人物 の名が見られ ない事であろう。 『通兄公記』の記述を取り上 その一 例として

げると次の通りである。

冬輔朝臣共経朝臣(堀河冬輔)(梅小路共経) 今夜令入曼殊院給與馬爾爾東北方今出立希梅事前縣殿上栄敦朝臣今夜令入曼殊院給與馬爾爾東北方今出立希梅事前縣殿上栄敦 延享元年十二月七日、 庚戌、 **寛義親王**衛門佐實一品宮次郎君(公啓法親王)

青蓮院宮、 八条前宰相等也、又今夜(八条降英) 屠 時 名名騎馬、扈従公卿 殿上人冬輔朝臣、 着座公卿広幡大納言別当八条前宰相脂烛 実胤戒師脂烛殿上人共経朝臣時名 扈従公卿広幡大納言 (広縣長忠) 有得度動祭朝臣、 戒 師

等云候、宫法名良啓云候

〔今江廣道・平井誠二校訂 二〇〇〇

九六

子尊祐親王) している。 家の家格の者や、広幡長忠と清華家の家格の者が参列 なる事を想定した様子は見られない(\*!!!!)。 寛延三年 ここでは大原栄敦、 また戒師を青蓮院門跡 が務めており、 堀河冬輔、 公啓法親王が輪王寺宮と 八条隆英などの (伏見宮邦永親王皇 羽

> 啓法親王はあくまで曼殊院門跡の道を邁進しているの 跡として供養の導師を務めており、 (一七五〇) 六月に桜町天皇が崩御した際には曼殊院門 この段階では、

### 第三節 曼殊院門跡から輪王寺宮附弟へ

である。

遵法親王から附弟 親王に一つの転機が訪れる。第五代輪王寺宮である公 閑院宮日記抜抄』によると次の通りである。 しかしながら寛延三年(一七五〇)十月には公啓法 (跡継ぎ)に定められたのである。

1別第一

寛延三年十月十八日

候処、 去十 一日御返答有之、 御願之通相済候之 願 被仰立

由被仰進候、 覚樹院殿被勤候也

〔吉岡眞之、

藤井讓治、

岩壁義光

二〇二〇年 b

公遵法親王が公啓法親王をその附弟とする事を願い それが許諾されたのである。この事によって、

出

って、

挙げられる。 胤記』の中には、興味深い記述として、輪王寺宮の跡 記『廣橋兼胤公武御用日記』(以下『兼胤記』と記す) める過程について、武家伝奏役を務めた広橋兼胤の日 遽輪王寺宮としての道を歩む事になる。<br />
この附弟を定 継ぎの決定に先代輪王寺宮の意思が介入している事が で具体的な記述がなされているため取り上げたい。『兼 今まで曼殊院門跡として歩んできた公啓法親王は、

五日、

巳半刻参内、 同役依所労不参

同卿被示、 被定度之由自 輪 門 平 宮へ御望御内談候、未被及返(金蓮舞王)信兵襲王 答彼是思慮之間、 近々表向願可出候間、 尹宮より伝言云、輪王寺宮御附弟曼殊院宮(☆暦法) 自輪門被登使者 竹 門 近直二被仰 心得二御物語被成被置

東京大学史料編纂所 九九〇年 一八~一九]

> に関連して同年七月十二日の内容を合わせて挙げてお は曼殊院にも公遵法親王から伺おうとしている。これ 啓法親王を附弟としたい旨を内々に示しており、 とする記述が出てきている。ここでは公遵法親王が公 あり、『兼胤記』では初めて公啓法親王を輪王寺宮附弟 この記録は寛延三年(一七五〇)七月五 日のも ので

十二日

く。

巳半刻参内、同役依所労不参

彼宮御附弟曼殊院宮御契約被成度候、依之曼殊院(公曆法觀王) 輪王寺宮坊官吉川宮内卿来、対謁、淮后宮口上云、 向も可有之候、表向之御沙汰ニ及候節宜頼思召候 御治定之上ハ山科『御引取被成、到来年関東『御下 例於関東御願被仰上、自関東表向可有御執奏候、 宮亞御内約被仰入候、 委細了承、 猶同役立も可申聞之由答了、同同 竹門御領承候ハ、、

役亭、此赴申達之訖、攝政殿へも申入了、

[東京大学史料編纂所 九九〇年 

后宮) を山科毘沙門堂へと引き取り、 えている。そして、これが決まった際には公啓法親王 た後、この事を江戸幕府へと伝えて執奏する手筈を整 法親王をその附弟とする事を公啓法親王と内々で決め 輪王寺宮坊官である吉川宮内卿が、 の口上を伝える所によると、公遵法親王が公啓 来年には公啓法親王を 公遵法親王 淮

ある。 は先代輪王寺宮の公遵法親王が主体となっているので 状が残っているため、その主体が天海であり、 親王に限れば、天海僧正が朝廷へと働きかけている書 事が少なくない。誰が主体となって輪王寺宮を定める 戸幕府であるように見えるのだが、公啓法親王おいて かは不明である事が多い。 輪王寺宮は往々にして存命中に跡継ぎが決められる 初代輪王寺宮である守澄法 また江

になってしまう問題が存在する。この事について、公 法親王が転住する必要があるため、 なお公啓法親王が輪王寺宮を相続する際には、 曼殊院門跡が無住 公啓

> 啓法親王が曼殊院門跡を暫く預かる事での解決が試み れており、 兼胤記』 に次の通りに示されている。

#### 廿 八日

辰半刻、 同役同伴向松平豊後守役宅、

中略

日光新宮願曼殊院空室之間被預度由、《金曆法觀王》 仰出、 可申達之由攝政殿被命、 夫ニ付被 願之通 被 茁

王による内約が最初に存在し、その後江戸幕府へと願 関東へと下向させる旨を伝えている。つまり公遵法親

い出る流れになっているのである。

之趣、

如左、

新宮可申達、

豊後守并 竹 門

院家

坊官等江も可含置申定了、

曼殊院室御相続之人体有之候迄、

御預之儀

御相続之人体有之候上、 願之通被 仰出候、 尤御兼帯ニ而者無之候事、 法流者青蓮院同流勿論

大明院宮御預之時之例格ニ而、之儀ニ而可有之候事、 候事、 諸事可有御取 計

**承知之由請書、被指出之、。豊後守江以書状右之趣申達、** 右 於柳原亭、 竹門之院家静慮院・坊官千種宮内卿召寄于柳 新宮坊官今小路 召寄被申渡 有返答

も来申之、原亭、右之趣趣申含、院家・坊官畏存之由、當家江

〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 一二五

秩序とは異なる存在として朝廷内において意識されて 形となっている。これは輪王寺門跡が、 と同じ道を歩ませないためにわざわざ勅許で言及する を強く意識したものであり、 しているのは、京にありながら輪王寺宮が兼帯する事 が示されているのである。 そして最後に、「尤御兼帯ニ而者無之候事」と曼殊院に ある事(三四)、二つ目は、 曼殊院門跡を相続する者は青蓮院の法流に連なる者で 留意点が示されており、 出されている。この勅許では、それに合わせて三つの で輪王寺宮の管轄下に入っている毘沙門堂という先例 ついては公啓法親王の預かりであって兼帯ではない事 いて、公弁法親王の例に則る事などが確認されている たためと言えるであろう。 ここでは曼殊院を公啓法親王の預かりとする勅許 曼殊院を預かる際の諸事につ 一つ目は、公啓法親王の後に 兼帯ではなく預かりと強調 曼殊院に関して毘沙門堂 既存の宮門跡 が

寺宮に触れている事例も存在している。それは次の通方に関して、その先例を示すという形で、歴代の輪王また『兼胤記』では、公啓法親王を附弟とする決め

十八日、

中略

りである。

之通被仰出候段、 禁中宣被仰上候由申来候、此儀、曼殊院宮於関東御願之処、当十一日以相摸守御願昨日莊王寺宮令旨到来、其趣輪王寺宮御附弟之事、「《臺灣法典王)

禁裏・法皇之智等。 德大寺右大将·庭田前大納言<sup>II</sup>以書状申来 H 出之段、 趣両人 先格正德三年十二月、 光准 法皇達 被窺之候由、 后就御願円満院宮御附弟被 紀州『申達候、 以奉書之趣表向沙汰有之候 法皇之叡慮無御 両御所江 叡聞候樣、 其節所司代松平紀伊守より伝奏 相窺候処、 関東亞被相願候、 大明院宮御附弟円満院宮 其後紀州方冠以老中奉書、 伝奏迄可申入之由, 別儀候 無御 別儀之由 尤ニ 仰出候 可 此節円満院 思召候 以其

之候、自関東如先格可被仰進哉、承度旨申之、二侯、今度之取計如何、先例以令旨令沙汰候事無宮へ御使松平紀州被 仰付相勤之旨、被示越候趣

九九〇年 一一四~一一六〕

が存在しているからである。

の尊重がなされる事で初めて運用出来る組織という側を前提としており、輪王寺宮を通して朝幕両者に一定点で言うならば、輪王寺宮というのは朝幕両者の同意には、朝廷に一度お伺いを立て、許諾を得る事で初めには、朝廷に一度お伺いを立て、許諾を得る事で初めここまで公弁法親王や公遵法親王のそれぞれの事例

られる運びとなっている。形で、無事公啓法親王が公遵法親王の附弟として認め寛延三年(一七五〇)十月二十六日に勅許が出される

面を持っているのである。

なお最終的には『兼胤記』

に記されているように、

方について、いくつかの疑問点が出てくる。め方について見てきたが、その一方でその附弟の決めここまで『兼胤記』を通して公啓法親王が附弟の定第四節(輪王寺宮附弟の選定に関する考察)

附弟を定める必要があったのかという事である。そのそれは、最初になぜこのタイミングで公遵法親王は

しまっている事に朝廷が憤慨している⑴sという事情

宝暦二年(一七五二)八月二十八日条にて次のように を跡継ぎとした後、その寺務を引き継がせて隠居した れについて『兼胤記』では、公遵法親王が公啓法親王 く早く隠居したかったのではないかと考えられる。こ 理由について、病身であったから附弟を定めてなるべ

廿八日

記録されている

老中より示来之由、 職務御相続被仰出候、 一日光准后宮依病身、(中略) 従讃岐守申越了、廿九日、同役被沙汰之由也。 准后御事随自意院与唱申之段、 願之通去廿三日隱居、 新線王

九九五年 一七八~一七九 東京大学史料編纂所

についてはあくまで病身である事としている。 して大病ではなかったようであるが、寺務を譲る理由 に中御門天皇に関わる法要のために上洛しており、 たとされる記録がなく、この後も宝暦三年(一七五三) 公遵法親王に関しては、この前後において大病に罹 比較の 決 0

> まれであるため、附弟を願い出た寛延三年(一七五〇) 代に比べると、公寛法親王のように死を悟っての隠居は て隠居する形を取っている。公遵法親王は、これらの 前に死期を悟って公遵法親王へとその寺務を引き継がせ 親王の先代である公寛法親王は、例外的に薨去する直 寺務を引き継ぐ形が基本となっている。また、公遵法 ぎだけを決めておき、その後輪王寺宮が薨去した後に ために歴代輪王寺宮へ目を向けてみると、事前に跡 していないが、公遵法親王は享保七年(一七二二)の生

での具体的な予定を伝達している。この事を踏まえる 輪王寺宮附弟を願い出る際に公啓法親王の関東下向ま 務を引き継がせ、約二年の月日で跡を継がせており、 王を附弟に定めてから、宝暦二年(一七五二)にその寺 また公遵法親王は、寛延三年(一七五〇)に公啓法親 引き継ぎを行いたかったのではないかと考えられる。 大病ではなくとも病身ならばなるべく早くその寺務の 多く、輪王寺宮の安定した運営という事を考えた場合、 い年齢というわけでもない。輪王寺宮は急死する者も

公遵法親王は歴代輪王寺宮と同様にただその跡継

の段階では老齢とは言えないものの、必ずしも十分若

ぎを決めるというだけでなく、 めていたのではないかと考えられる。 い段階での隠居を前提として、 計画的に附弟の事を進 病を理由になるべく早

られないため、最初に公啓法親王が曼殊院門跡に選ば 院宮の公啓法親王が選ばれたのか。 は代々天皇の皇子がなるものであった。しかしながら が生じる。公遵法親王の代までは、輪王寺宮というの まれとまだ幼年であるため、近く皇子が誕生すると 人しかおらず、桃園天皇は寛保元年(一七四一)の生 員亡くなっている。次に桜町天皇の皇子は桃園天皇 法親王以外は公遵法親王を除いて早逝するなどして全 (一七二二) の生まれで聖護院門跡となっており、 たい。中御門天皇の第三皇子忠誉法親王は、享保七年 れた時と同様に、天皇家の動向について目を向けてみ か。そして親王家の皇子を選ぶ必要がある上でなぜ閑 公啓法親王は前述しているように親王家の皇子である。 あったが、次に、なぜ公啓法親王が選ばれたのか疑問 体なぜわざわざ親王家の皇子を選ぶ必要があったの この点について具体的な理由を示している史料は見 こうした理由のもと決められた輪王寺宮の 附弟 で

王家から選び出す必要があったのだろう。

来ない状態にあった。そのため輪王寺宮の附弟を四親

子が生まれる状態にあるとは考えられず、どうしても 天皇家からは輪王寺宮の附弟の候補を選び出す事が ため、近い将来において輪王寺宮となり得るような皇 いう事を踏まえるならば、桃園天皇がまだ幼年である 王がどうしてもこのタイミングで隠居を考えていると ような皇子がいない事がわかる。その上で、公遵法親 事もあって十分な年齢であるため、 長く、年齢にしても公遵法親王と同年の生まれという を考えた場合、忠誉法親王は既に聖護院門跡となって いった事は考えられない。輪王寺宮の跡継ぎとなる事 輪王寺宮を継げる

る。 と同様に閑院宮家以外の三親王家の様相を列挙してみ であろうか。この事を考えるに当たっては、まず先程 いにしても、なぜ閑院宮家の公啓法親王が選ばれたの では、四親王家から輪王寺宮を選ばなければならな

いる。第三皇子の尊英法親王は元文二年(一七三七)下っており、三月には九代将軍の徳川家重と対面して月には勧修寺門跡継承の挨拶のためにわざわざ江戸へ邦頼法親王は加行に励み、寛延三年(一七五〇)の二享五年(一七四八)東大寺別当になっている。この後享五年(一七四八)東大寺別当になっている。この後

町天皇が崩御した際にはその葬儀に参列し、公啓法親蓮院に入寺しており、寛延三年(一七五〇)四月に桜の生まれで寛延元年(一七四八)に親王宣下をして青

年(一七四四)の生まれで延享三年(一七四六)にはあり、薨去している。第四皇子の尊真法親王は寛保四(一七五二)七月には春頃から体調が優れなかった事も

王と共に読経を行うなどしていたが、この後宝暦二年

生まれだが、この後宝暦元年(一七五一)に薨去して受けている。第六皇子万数宮は延享五年(一七四八)のうに勅許が出され、宝暦二年(一七五二)に親王宣下を六月には半年程体調を崩すも、後に青蓮院へ入寺するよ一乗院の附弟となった。そして寛延三年(一七五○)

『有栖川宮日記』<sup>臼也</sup>によると第二皇子の叡仁法親王は、次に有栖川宮については職仁親王が当主の頃であり、

いる

を崩すが、快癒している。更に、寛延元年(一七四八)とており、延享四年(一七四七)の正月には一度体調に江戸へと下り、徳川吉宗と対面している。その後は、に江戸へと下り、徳川吉宗と対面している。その後は、には日光東照宮での徳川家康百五十回忌の法要のためには日光東照宮での徳川家康百五十回忌の法要のためには日光東照宮での徳川家康百五十回忌の法要のためには日光東照宮での徳川家康百五十回忌の法とのでは、近年に、寛延元年(一七四五)

は悪化の一途を辿り、宝暦三年(一七五三)には薨去が体調不良を理由に受けられないまま延期、その体調

十二月には本来梶井門跡になるために必要な伝法灌頂

九月には持病の脚気の悪化により薨去している。そし和寺に入寺するなどしているが、宝暦四年(一七五四)

(一七三二) の生まれで、延享五年 (一七四八) には仁

第三皇子の覚仁法親王は享保十七年

している。

約した後、延享三年(一七四六)には実相院へと入寺、生まれで寛保元年(一七四一)に実相院相続の事を内で第四皇子の増賞法親王は享保十九年(一七三四)の九月には掲売の歴奏の悪化により農去している。そし九月には掲売の歴

へと移っている。

の葬儀に参加したが、

宝暦二年(一七五二)には聖護

寛延三年(一七五〇)には実相院門跡として桜町天皇

院

最後に桂宮は、家仁親王が当主の頃で、『桂宮日記』『三八

れで宝暦九年(一七五九)に親王宣下し一条院へと入第三皇子の尊映法親王は寛延元年(一七四八)の生ま生まれで宝暦四年(一七五四)に親王宣下し知恩院へ、によると第二皇子の尊峰法親王は元文六年(一七四一)の

寺している。

三親王家のそれぞれの様子は以上の通りであるが、公啓法親王はこの状況下で輪王寺宮の附弟に選ばれ、いる。が示されたり、異論が唱えられる事なく選ばれている。が示されたり、異論が唱えられる事なく選ばれている。

第一に考えられるのは年齢であろう。公遵法親王は

にある。この場合、歴代輪王寺宮に目を向けてみると、初代輪王寺宮の守澄法親王と先代が急逝した公寛法親初代輪王寺宮の守澄法親王と先代が急逝した公寛法親王を除き、輪王寺宮やその関係者が次代へ伝法を授けるなどしている。そのため、公遵法親王も歴代と同様るなどしている。そのため、公遵法親王も歴代と同様のらない状態にある。例えば、桂宮家の皇子達のようならない状態にある。例えば、桂宮家の皇子達のようならない状態にある。例えば、桂宮家の皇子達のようならないまだ親王宣下も行っていない程幼年の者達をそ

がせるまでに時間がかかるため、考えにくいものとの決定という今回の状況下では、寺務を完全に引き継の附弟に定められるという事は、隠居を見据えた附弟

なっている。

第二にそれぞれの皇子たちの身体の具合といった事事が記録されているが、わざわざ公遵法親王が病を理事が記録されているが、わざわざ公遵法親王が病を理事が記録されているが、わざわざ公遵法親王が病を理事が記録されているが、わざわざ公遵法親王が病を理事が記録されているが、わざわざ公遵法親王が病を理事が記録されているが、わざわざ公遵法親王が病を理事が記録されているが、おきないのと思うによっている。

が輪王寺宮の附弟となる際には、曼殊院へ誰かを転住が輪王寺宮の附弟となる際には、曼殊院へ誰かを転住と宮門跡であるが、青蓮院は三室の一つであり、は同じ親王門跡であるが、青蓮院は三室の一つであり、は同じ親王門跡であるが、青蓮院は三室の一つであり、は同じ親王門跡であるが、青蓮院は三室の一つであり、は同じ親王門跡である終には、先の三室に曼殊院は格式上で時業王の前任である慈仁法親王の曼殊院は格式上で尊英法親王の青蓮院と公啓法親王の曼殊院は格式上で尊英法親王の前任である慈仁法親王の曼殊院は格式上で第三法には宮門跡内の格の問題が挙げられる。例えば、第三には宮門跡内の格の問題が挙げられる。例えば、

させる事もなく預かる事が提案されている。これは皇させる事もなく預かる事を意味しており、輪王寺宮の时第のために転住させるに当たっては、転住させやすい宮門跡からその候補が選ばれたと考えられるのであい宮門跡からその候補が選ばれたと考えられるのである。

は、 子から当主として選ばれた人物で、この頃は必ずしも が当主の跡継ぎを定めなかったために、霊元天皇の皇 但しこの点について、有栖川宮当主の職仁親王は先代 閑院宮だけが血縁上、 ため、天皇家との繋がりは二親等の皇子になっている つとして挙げられている。 番新しく創設された親王家であり、公啓法親王の親 第四には天皇家との 関院宮当主である 直仁親王の親は 東山天皇である 後年閑院宮から光格天皇が選ばれた時にも理由 天皇家に最も近かったわけでは 血 |筋の近さが挙げられ 閑院宮は四親王家の中で る。 これ

筋が近く、その上で元の門跡寺院の格が問題にならな病弱でない者を前提として考えた時に、天皇家との血ここまでの理由を纏めてみると、ある一定の年齢で、

められるその前から徳川と閑院宮家の関係性が築かれ

ない事に注意が必要である。

れており、朝廷の宗教秩序を保ちつつ輪王寺宮相続がの宮門跡事情が大きく阻害されるという事態が避けら預かりとなっている。したがって輪王寺宮の附弟のために三室の宮門跡が空白となる形にである曼殊院についても無住とせずに公啓法親王の忠・は避けられており、しかも公啓法親王の元々の門跡寺にである曼殊院についても無住とせずに公啓法親王であっかった人物として挙げられたのが、公啓法親王であっかった人物として挙げられたのが、公啓法親王であっ

(一七四九)に江戸へ下るなど、公啓法親王が附弟と定についても家宣から贈られる形で成立している。またについても家宣から贈られる形で成立している。またの啓法親王の妹である倫子女王は徳川家治の正室と公啓法親王の妹である倫子女王は徳川家治の正室と公啓法親王の妹である倫子女王は徳川家治の正室となっている。これは寛延元年(一七四八)の段階で将来的な婚約を決定されており、更には寛延二年というものである。 スれは、法親王に着目したのではないかと考えられる。それは、法親王に着目したのではないかと考えられる。それは、法親王に着目したのではないかと考えられる。それは、法親王に着目したのではないかと考えられる。それは、法親王に着目したのではないかと考えられる。

可能となっているのである。

しかしながら一方で、江戸幕府は違う観点から公啓

また輪王寺宮の格式についても、天皇の皇子を選ぶ段階では、閑院宮家が選ばれたと考える事が出来る。あり、この四親王家から輪王寺宮が輩出される最初ののは四親王家の中でも特に徳川家と関係性が深い所にているのである。そのためこの頃は、閑院宮家という

事が出来ないという状況下では、江戸幕府側から見ても一定の格式を保つ人物となっている。元々輪王寺宮も一定の格式を保つ人物となっている。元々輪王寺宮は比叡山に対する対抗意識のもと創設されたが、このは比叡山に対する対抗意識のもと創設されたが、この正家へと移行しつつあったためである。三室のうち妙法院以外は親王家出身者が宮門跡を務め、妙法院にしても最後の天皇家出身の宮門跡である。三室のうち妙法院以外は親王家出身者が宮門跡を務め、妙法院にしても最後の天皇家出身の宮門跡である。三室のうち妙法院以外は親王家出身者が宮門跡を務め、妙法院にしても最後の天皇家出身の宮門跡である。三室の格式を保つ事さえ出来れば、その候補者という一定の格式を保つ事さえ出来れば、その候補者という一定の格式を保つ事さえ出来れば、その候補者という一定の格式を保つ事さえ出来れば、その候補者という一定の格式を保つ事を表した。

弟に選ばれたと考えられるのである。ぎに認めており、誰からも異論の出ない人物として

# 第五節(輪王寺門跡としての公啓法親王)

もいくつか興味深い記録が存在している。王寺宮と同様の道を歩んでいく事となるが、その中では天台座主の地位に就いている。このように、歴代輪には一品宣下を行った他、宝暦十二年(一七六二)に段は輪王寺宮としての寺務に励み、宝暦五年(一七五五)段は輪王寺宮としての寺務に励み、宝暦五年(一七五五)

例えば『閑院宮日記』によると、宝暦元年(一七五一)例えば『閑院宮日記』によると、宝暦元年(一七五一)のえば『閑院宮房日記』によると、宝暦元年(一七五一)なっている。

対面する事となるが、次に示すように『徳川実紀』でまた、江戸に下った直後に公啓法親王は徳川家重と

それぞれ異なる観点から公啓法親王を輪王寺宮の跡継深刻な皇子不足という状況下で、朝廷と江戸幕府とが

由に公遵法親王がなるべく早く隠居をしたい事に加え、

は非常に手厚く迎えられている様子が描かれている。

さる、 守長泰、 把、二種一荷を贈らせ給ひ、 御使し、 資の金、 に巻物十二種一家、新宮に綿百把、 日光新宮はじめての御対面あり、 准 后に巻物二十、二種一荷、新宮に綿二百紗綾廿端さゝげらる、高家畠山飛騨守義紀 大納言殿よりは長澤壱岐守資祐して、准后(韓川家治) 大御所よりは前田信濃 一種一荷つかは 新宮より馬

〔黒板勝美、 国史大系編修会

九九九 五三七

後、大御所 在の大きさが表れていると言えるであろう。 ている事がわかる。これは徳川における輪王寺宮の存 いが派遣され、物品を贈られるなど、手厚く迎えられ ここから、 (徳川吉宗) と大納言 (徳川家治) から使 江戸城で徳川家重と対面しており、この

のように記述されている。

あげられしが、 近頃病がちにて寺務を新宮に譲り、職辞せん事聞え て山にまかり、 廿三日酒井左衛門尉忠寄、 准后公遵法親王に御詞を伝ふるは、 松平右近将監武元御使し

新 宮 参向の程もへざるをもて、今しばし在職 養ひ給ふべし、 ふやう思しめせども、 新宮は今より寺務にあたらせ給ふべ 御病の事故やむ事を得ずに病

しとなり、

廿四日

りたまひしを謝せらる、准后はけふより随自意院と 正光俊して、 しを謝せらる、又准后公遵法親王よりは凌雲院大僧 此日日光門跡公啓法親王御対面あり、 中略 隠退の御ゆるしありて新宮に職務ゆづ

山に御使あり

黒板勝美、 国史大系編修会

一九九九 五七三

正式に輪王寺宮となる。この事は『徳川実紀』にて次 八月、公啓法親王は公遵法親王からその寺務を譲られ

そうして江戸に下った後には、宝暦二年(一七五二)

称せらる

中に輪王寺宮が位置付けられている一事例とも言える であったという事であり、 れている。これは隠居について江戸幕府の許可が必要 められた事について感謝の意を示している事が記録さ 王は前例のない隠居をしているが、ここでは隠居が認 とその跡を継がせている事がわかる。また、公遵法親 が病気がちである事を理由に隠居をし、公啓法親王 『兼胤記』 で確認したように、公遵法親王 江戸幕府による宗教秩序の

したという興味深い記録が残されてい して、公啓法親王が灌頂を授けるために曼殊院を兼帯 に京へ上洛した際には、 兼胤記』 また宝暦十二年(一七六二)に天台座主となるため の宝暦十二年五月の項に次のように記されて 青蓮院門跡の尊真法親王に対 る。 この事は

であろう。

+<u>.</u> 日 同役依所勞不參 いる。

院預ニ而ハ差支有之ニ付、 一輪王寺宮被願、(公啓法親王) 青蓮院宮灌頂ニ付三 暫之內內被兼带度由願書 昧流伝法曼殊

状況によっては配慮する事で存続している面もある事 あったが、その一方で既存の宗教秩序と迎合し、

了、 同役へ申達了、 入內覧、 附治刀卿言上、 被 聞召、 願之通被 仰下

東京大学史料編纂所 編 四六

二〇一三年

が輪王寺宮に選ばれた理由を考察した際に述べたよう 院を一時的に預かったという記録である。公啓法親王 てではなく、青蓮院と同じ三昧流の教えに基づく曼殊 を務めるために、 これは、公啓法親王が青蓮院尊祐親王の灌 京における既存の宗教秩序に公啓法親王が配慮し 法曼流の教えに基づく輪王寺宮とし 頂 の戒師

祀り、 させ、 跡として参加している事がわかる。 皇のもとを訪れ、その後の桃園天皇の葬儀にも一 に公啓法親王と公遵法親王が加持祈禱のために桃園 と、この際に青蓮院や妙法院など三室の宮門跡と一 たものとなっている。 更にこの上洛中には、 宗教行政を統轄するために成立した輪王寺宮で 崩御しているのだが、 桃園天皇が急激に体調を悪化 『御湯殿上日 はじめは徳川家を 記 による 宮門 天

輪王寺宮から見て取れる。から、必ずしも一方的ではない朝幕関係というものが

## 第六節の公啓法親王の薨去

されている。
されている。
されている。
となら、順調にその寺務を行っていた。しかし、安永元年(一七七二)に大病に罹り、薨去している。薨去元年(一七七二)に大病に罹り、薨去している。薨去元年(一七七二)に大病に罹り、薨去している。

安永元年

六月

廿九日けふも法親王の病をとはせられ御側津田日出別にてふし給へるよし聞召、御側水野山城守政勝調使して人参一匣ををくらせらる、御側水野山城守政勝病にてふし給へるよし聞召、御側水野山城守政勝病にてふし給へるよし聞召、御側水野山城守政勝

げていとヾ重くなやませ給ふよし聞えければ、ま向守信之もて寒晒糯末を遅らせらる、さるにタつ

むきその病を視せらる、た松平周防守康福、板倉佐渡守勝清寛永寺におも

七月

七日日光門跡の病をとはせられ、高家六角越前守大夫義豊御使す四日公啓法親王の病とはせられて、高家吉良左京

八日高家堀川兵部大輔広之をかし法親王の病をと広孝御使す、

はせらる

してとはせらるる、より間えしかば、高家吉良右京大夫義豊御使る、よし聞えしかば、高家吉良右京大夫義豊御使十五日けふ公啓法親王やまひすでに危篤に及ば

二年八月廿三日寺務を掌り、門主の職にいます事後に前輪王寺公遵法親王の附弟となり給ひ、宝暦実は閑院一品弾正尹直仁親王の子なりしを、 桜町実は閑院一品弾正尹直仁親王の子なりしを、 桜町

### 楽を廃停せらる、こと三日

、黑板勝美、国史大系編修会 編

一九九九年 三九〇~三九二〕

ているが、何よりも公啓法親王が薨去した日の内容が よって手厚く扱われている事がよくわかる内容となっ 事が記述されている。公啓法親王について江戸幕府に であるか、探ろうとしたものの、最終的には薨去した うな人物であった。倫子女王は公啓法親王が薨去する た、家治は倫子女王一人に対して寵愛を注いでいるよ 及しているが、倫子女王は徳川家治の正室であり、 良い事が示されているのである。本論文でも何度か言 からなれば、本城よりの御待遇浅からず」と、心観院 注目される。公啓法親王について「心観院殿の御はら 城から様々な人が派遣され、その病がどのようなもの 、倫子女王)の兄弟であるために、公啓法親王の待遇が 年程前に亡くなっているが、それでもなお、わざわ ここでは公啓法親王が急激に体調を悪化させ、江 戸

啓法親王が輪王寺宮に選ばれた理由を考察する際に、 ざ『徳川実紀』上で右記のように触れられている。公

られるような、

上方門跡に完全に優越する輪王寺宮と

である。 でその理由が補完されるような事象が示されているの 閑院宮家との関係性をその理由に一つ挙げたが、ここ

輪王寺宮研究上における公啓法親王の意義

王寺宮のために転住させられるという行為は、 まう状況にも配慮がされており、先行研究などで捉え なのである。更に曼殊院門跡が完全に無住となってし おいても影響が少ない宮門跡を対象として選んだ結果 家の皇子不足という環境を考慮し、また上方門跡 れているように見える行為であるが、その実情は天皇 宮存続のために、上方門跡よりも輪王寺門跡が優先さ 本来曼殊院門跡となるはずであった公啓法親王が、 のが、既存の宗教秩序を守るためであった事である。 関する輪王寺宮研究上の意義を明らかにしておきたい。 の変化の様相を深く見てきたが、最後に公啓法親王に 第一に挙げられるのは、親王家出身者から選ばれる ここまで公啓法親王における生涯を通し、その継承

られる。

輪王寺宮となる事自体について反対される事もなく、 として出家し、閑院宮家との深い関係性が記録されて 門跡とは異なる事を意識して勅許が出され、輪王寺宮 輪王寺宮の存続は受け入れられている。これは輪王寺 り方が異なる事に朝廷が憤慨する一方、公啓法親王が も目を向けても、 る状況とが描かれている。 くまで公啓法親王個人としての関係性が意識されてい いるなど、輪王寺宮の立場が強く意識される状況とあ 一定の配慮がなされている。 る事である。先述した曼殊院門跡預かりという行為は な関係性について、公啓法親王を通して見る事が出来 第二には、 一元的には捉えられない輪王寺宮の複雑 跡継ぎの定め方では、 更にこれは朝幕関係などに 一方で、輪王寺宮が上方 先例とそのや

最後に、江戸幕府内で輪王寺宮が非常に重要な存在

化する朝幕間の多面的な関係性が輪王寺宮にも反映さ代に比べると大きな変化であり、時と場合に応じて変宮とする事そのものが反対されていた守澄法親王の時

れ

ていると言える。

の一つと捉える事が出来るのである。 戸幕府方の盟主として担がれた公現法親王までの布石 宮の存在感が増している事の表れであり、 も考えられるが、少なくとも江戸幕府内では、 るなど、閑院宮家との関係性を深めている事の影響性 れは、閑院宮家の倫子女王を徳川家治の室として迎え 常に待遇の良い様子が記録されているからである。 関東に下った時の様子や、薨去した際の様子から、 入れられている事に端を発している他、公啓法親王が 関して、輪王寺宮の隠居という前例のない行為が受け 公啓法親王が輪王寺宮に選ばれたのは、 として捉えられつつある事が、 見て取れる。そもそも 公遵法親王に 最終的に江 輪王寺

#### おわりに

寺宮が迎合したために誕生した人物であると言える。王というのは皇子不足などの時代の環境の変化に輪王法親王の意義について検討を行った。そして公啓法親その基礎的な研究を行い、輪王寺宮研究における公啓本稿では、以上のように公啓法親王の生涯を通して

た行研究上では、天海の思惑のもとに成立した輪王寺宮の姿を捉えた上で輪王寺宮について考える事これのトップとしての輪王寺宮は成立しているのであり、事が多い。しかし、朝廷と江戸幕府とが互いの権威を事が多い。しかし、朝廷と江戸幕府とが互いの権威を事が多い。しかし、朝廷と江戸幕府とが互いの権威を事が多い。しかし、朝廷と江戸幕府とが近りの権威を上方に、天海の思惑のもとに成立した輪王寺をが、今輪王寺宮研究に求められている。

#### 注》

- 思惑によるものではないかと考えられている。

  思惑によるものではないかと考えられている。

  思惑によるものではないかと考えられている。
- (二) 第三代輪王寺宮墓地が存在している。 は内には輪王寺宮墓地が存在している。そのためその寺以後宮門跡として代々扱われるようになった。そのためその寺以後宮門跡として代々扱われるようになった。そのため まって 第三代輪王寺宮である公弁法親王が入寺したのが始まりである。
- (三) 公現法親王は戊辰戦争において慶應四年(一八六八)に奥羽越

する事となった。 は謹慎処分を受け、最終的には親王の身分を解かれたため還俗

列藩同盟の盟主になった人物であり、奥羽越列藩同盟崩壊後に

年)。 
年)。 
日本仏教史 近世編 2』(岩波書店、一九五三年)。 
辻善之助『日本仏教史 近世編 2』(岩波書店、一九五三年)。

五 回

- 川弘文館、一九九六年)。 | 一世天台思想の展開』(吉川弘文館、一九九六年)。
- 二二七 二四七頁。 利彦 編『近世の宗教と社会2』(吉川弘文館、二○○八年)利彦 編『近世の宗教と社会2』(吉川弘文館、二○○八年)

七

- 1』(北樹出版、一九八一年)二一九頁 三一六頁。王寺宮公現法親王をめぐって」手塚豊 編『近代日本史の新研究(八) 藤井徳行「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考察―輪
- (九) 新政府軍の明治天皇説が事実かどうかを巡って議論が行われる事として掲げようとしていたのではないか、とする説。公現法親王を旧幕府軍の天皇
- (一○) 塙保己一 編纂、太田藤四郎 補『群書系図部集』(続群書類従
- (一一) 大山公淳「徳川時代台密教学史」(『密教文化』通号一二号

### 九五〇年) 一頁 - 一五頁。

- 阜女子大学地域文化研究』第一五号、一九九八年)。(一二) 森田晃一「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」(『岐
- [ 字、一九二八年)参名。
- (一四)『東京市史稿 御墓地篇』(東京市 編、一九一三年)に収録。草寺、一九七八年)参照。
- (一五) 吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『閑院宮実録』第二巻

(ゆまに書房、二〇二〇年) に収録。

四頁参照

二二五頁参照

- (一六) 前注 (一四)。
- (一七) 四親王実録編纂にあたって作成された記録書。
- (一八) 吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『閑院宮実録』第一巻
- (ゆまに書房、二〇二〇年)に収録。二〇七頁参照。
- ついても本来は研究対象として扱われるべき人物であると言えが研究上取り上げられる事を踏まえるならば、この伊藤きよに(一九) 同じく庶民の出である光格天皇の御生母となった大江磐代君

るであろう。

光 監修『伏見宮実録』第十三巻(ゆまに書房、二○一六年)に(ゆまに書房、二○一五年)及び吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義(二○) 吉岡眞之、藤井譲治、岩壁義光 監修『伏見宮実録』第十二巻

- 光 監修『有栖川宮実録』第七巻(ゆまに書房、二〇一八年)に(ゆまに書房、二〇一八年)及び吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義一) 吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『有栖川宮実録』第六巻
- 収録。
- 王や公寛法親王はこの基本に則らないが、守澄法親王は後水尾も先代の輪王寺宮が務める事が多い。初代輪王寺宮の守澄法親三)輪王寺宮は滋賀院や毘沙門堂に入寺する事を基本とし、戒師
- 天皇の強い願いもあり、輪王寺宮になる事が将来的に決まって下皇の強い願いもあり、輪王寺宮になる事が想定されていなかったものの、本来輪王寺宮となるはずの人物が亡くなったために急遽輪王寺宮の跡継ぎ
- く想定されていないのである。ではそういった特別な状況も見られず、輪王寺宮となる事が全
- 流であり、法流が異なっていたためである。

(三四)

当時輪王寺門跡、毘沙門堂門跡、妙法院門跡、

梶井門跡など

(二五) この朝廷による憤慨は、所司代がなだめる事でなんとか抑え

進んでいたわけではない面が存在している。が「兼胤記」に度々記録されており、必ずしも順調に附弟事が

(二六) 吉岡真之、藤井讓治、岩壁義光 監修『伏見宮実録』第十巻

修『伏見宮実録』第十一巻(ゆまに書房、二〇一五年)、吉岡(ゆまに書房、二〇一五年)、吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監

眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『伏見宮実録』第十三巻(ゆま作『仁』生写書』第一「著〉に『中』

(二七) 前注 (二一)。

に書房、二〇一六年)に収録。

(二八) 吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『桂宮実録』第五巻(ゆ

まに書房、二〇一七年)参照。

(二九) 比叡山の天台座主についても基本的にはこの三室で回される

(三〇) なお初代輪王寺宮の守澄法親王は後水尾天皇の強い願いもあり、青蓮院から輪王寺宮となっているが、一方で江戸幕府方では、当初は輪王寺宮が青蓮院の下に入る事になってしまう可能性があるために、青蓮院に入寺してから輪王寺宮となる事に反性があるために、青蓮院に入寺してから輪王寺宮となる事に反であるかといった事が考慮された可能性を指摘出来る。

#### 参考文献

今江廣道・平井誠二校訂 二〇〇〇『史料纂集古記録編 第 124 回

一九五〇「徳川時代台密教学史」『密教文化』通号一二配本 通兄公記 7』続群書類従完成会

大山公淳

黒板勝美、国史大系編修会 編 一九六六『国史大系 第 15 巻(続史

—————— 一九九九『国史大系 第四六卷(徳川愚抄 後篇)新訂増補』吉川弘文館

羊介 二〇〇八『綸王寺宮の潅威と在地寺社の動句実紀 第九篇)新訂増補』 吉川弘文館

高埜利彦 編『近世の宗教と社会 2』 吉川弘文館菅野洋介 二〇〇八『輪王寺宮の権威と在地寺社の動向』井上智勝

浅草寺・浅草寺日記研究会 一九七八『浅草寺日記第一巻』金龍山浅高埜利彦 編『近世の宗教と社会 2』吉川弘文館

一九九六『徳川家康神格化への道―中世天台思想の展開雪』

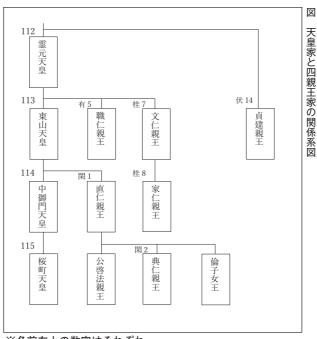
曽根原理

吉川弘文館

辻善之助 一九五三『日本仏教史 近世編2』岩波書店杣田善雄 二○○三『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣史学叢書

東京大学史料編纂所 編 一九九〇『大日本近世史料 廣橋兼胤公武御東京市 編 一九一三『東京市史稿 御墓地篇』東京市

六巻 ゆまに書房	 ────────────────────────────────────	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	────────────────────────────────────		巻 ゆまに書房  吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光監修 二〇一五a『伏見宮実録』第十	『岐阜女子大学地域文化研究』第一五号	森田晃一 一九九八「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」	本史の新研究 1』北樹出版	察―輪王寺宮公現法親王をめぐって」手塚豊 編『近代日	藤井徳行  一九八一「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考	従完成会	塙保己一編纂、太田藤四郎「補」一九八五『群書系図部集』続群書類	用日記』第十一巻東京大学出版会	─────── 二○一三『大日本近世史料 廣橋兼胤公武御	
									巻ゆまに書房	————————————————————————————————————	巻ゆまに書房	二〇二〇a『閑院宮実録』第	七巻のまに書房	————————————————————————————————————	



※名前左上の数字はそれぞれ 数字のみ:天皇何代目か(皇統譜に依拠する) 文字付数字:四親王家何代目かを示す